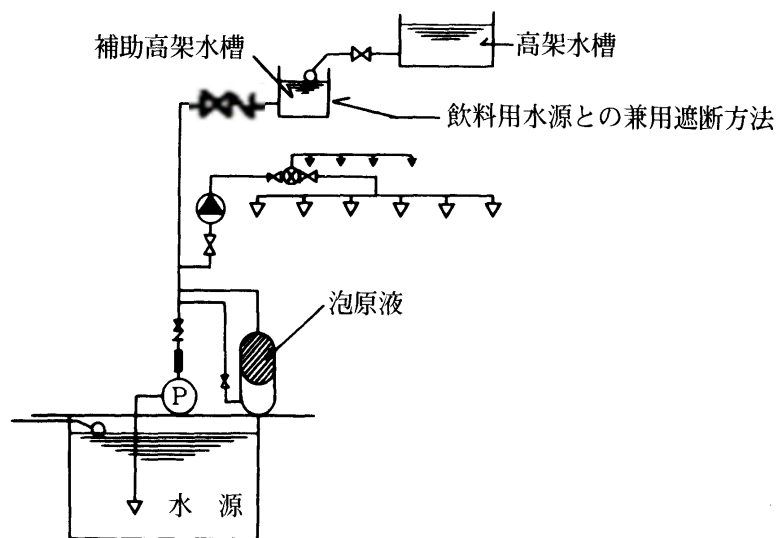


第5 泡消火設備の設置等に関する指導基準

1 水源

水源は、第4章第2「屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準（以下「屋内消火栓」という。）」2（（4）を除く。）に準ずるほか、次によること。

- （1）泡消火設備の水源は、飲料用水源（高架水槽を含む。）と接続しないこと。【図1】
- （2）防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、両方式を合算した量以上とすること。



【図1】

2 加圧送水装置

加圧送水装置は、「屋内消火栓」3（（5）、（7）を除く。）に準ずるほか、次によること。

- （1）加圧送水装置等は、泡消火設備専用とすること。
- （2）防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を兼用する場合は、両方式を合算した性能を有するものとする。

3 呼水装置

呼水装置は、「屋内消火栓」3（8）に準ずること。

4 配管

配管は、「屋内消火栓」4（12）及び（16）を除く。）並びに第4章第3「スプリンクラー設備の設置等に関する指導基準（以下「スプリンクラー」という。）」5（3）から（7）に準ずるほか、次によること。

- （1）一斉開放弁の二次側には、泡ヘッドから散水することなく一斉開放弁の

試験ができる弁及び配管設けること。

(2) 一斉開放弁の取り付け位置は、その受け持つ放射区画内又はその直近に設けること。

(3) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨を表示すること。

5 同時放射区画

規則第18条第4項第5号に定める同時放射区画は、第4章第3「水噴霧消火設備の設置等に関する指導基準」5に準ずること。

6 泡ヘッド

(1) 泡ヘッドは評定品を使用すること。

(2) フォームヘッドは、「スプリンクラー」6(1)イに準じて設置すること。

7 火災感知装置

自動式の火災感知装置は、次によること。

(1) 標準型ヘッドを用いる場合

ア 標準型ヘッドの標準温度は、79度未満のものとする。

イ ヘッドは、規則第13条の2第4項第1号イからハまでに準じて設けること。

ウ ヘッドの取り付け高さは、床面から5m以下とすること。ただし、ヘッドの感度種別が1種のものを使用する場合は、8m以下とすることができる。

エ ヘッドは一の放射区画内の床面積15㎡（耐火建築物にあっては、20㎡）以下ごとに1個以上偏在しないように設けること。

オ 配管の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動弁（ボールコック等）を設けること。

(2) 自動火災報知設備の感知器を用いる場合

ア 感知器は、規則第23条第4項に定める基準に準じて設けること。

イ 感知器の種別は、熱式の特種（定温式に限る。）、1種又は2種若しくは差動式分布型の2種又は3種のものとする。

ウ 感知器の作動と連動して電磁弁が開放した場合は、何らかの復旧操作をしない限り、閉鎖しないものであること。

エ 感知器回路の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動起動装置を設けること。

8 流水検知装置及び自動警報装置

流水検知装置及び自動警報装置は、「スプリンクラー」9に準ずるほか、流水検知装置の一次側直近の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは、階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

9 起動装置

- (1) 起動装置は、固定式の泡消火設備にあつては、「スプリンクラー」11に準ずること。
- (2) 移動式の泡消火設備にあつては、「屋内消火栓」6に準ずること。

10 移動式の泡消火設備

移動式の泡消火設備については、次によること。

- (1) 規則第18条第2項第4号に規定するノズルからの泡水溶液の放射量は、ノズルの放射圧力を0.35MPaとしたときの量とすること。
- (2) ホースの長さは、ホース接続口からの水平距離が15mの範囲内の防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。
- (3) 移動式泡消火設備（泡消火栓）の泡の放射は、一のバルブ操作によりできること。

11 泡消火薬剤の貯蔵槽

泡消火薬剤の貯蔵槽は、次によること。

- (1) 材質は、泡消火剤により腐食等のおそれのないもの又は防食措置を講じたものであること。
- (2) 点検口及び掃除口を設けること。
- (3) 呼吸弁又は通気管を必要に応じ設けること。
- (4) 貯蔵槽が常時加圧されることにより、ダイヤフラム等に支障が生じるおそれのあるものにあつては、有効な圧抜き措置を講ずること。
- (5) 設置場所は、2 加圧送水装置の設置場所に準ずるほか、点検、補修に必要な空間及び換気、室温並びに排水等を考慮すること。

12 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、使用する泡消火薬剤及び使用ヘッドに整合したものであること。

13 発泡倍率と還元時間

フォームヘッド又はノズルから適正な泡放射ができるとともに泡の発泡倍率は5倍以上あり、かつ、当該泡の4分の1還元時間は1分以上であること。

14 床面積の算定

令第13条第1項及び条例第39条第1項に掲げる駐車場等に供する部分の床面積の算定は、次表によること。

駐車の用に供される部分	第2章第3 床面積及び階の取扱いに関する基準 2(4)アからエに準ずること。
自動車の修理又は整備の用に供する部分	作業所、油庫、点検調整場、修理又は作業を要する車両の駐車場、機械室及び部品庫等（防火区画された部品庫は除く。）

15 機械式駐車場

機械式駐車場（複数の段に駐車できるもの）に泡消火設備を設ける場合は、2 から15によるほか、次に定めるところによること。

- （1）フォームヘッドは、各段とも防護できるように設けること。
- （2）火災感知装置は、標準型ヘッド（79℃未満）とし、天井等（床ピット内に車両が降下収納されるものにあつては、床ピット内の火災を有効に感知できること。）で感知しやすい部分に取り付けること。
- （3）駐車のに供する部分の水平投影面積50㎡以上を一の放射区画とし、隣接する2つの区画を同時放射できる容量の加圧送水装置を設けること。
なお、一の機械駐車台数ごとに駐車部分を不燃材料で区画したときは、当該部分（車路を含む。）を一の放射区域とみなすことができる。（第4水噴霧消火設備の設置等に関する指導基準6参照）
- （4）手動弁は、当該部分の火災の影響を受けることなく、容易に接近できる位置に設けること。
- （5）地上2段式以外の機械式駐車場には移動式の泡消火設備を設けないこと。

16 表示

表示については、次によること。

- （1）手動起動装置と放射区画との関連を明確にするため、次の識別をすること。
 - ア 一斉開放弁及び手動弁を赤色塗装すること。
 - イ 一の放射区域の手動弁及び泡ヘッドの取り付け部分並びに一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ30cm以上同一彩色とする。ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあつては、露出している泡ヘッド部分（網の部分を除く。）等のみ同一彩色とすることができる。
 - ウ 隣接する放射区域は、容易に識別できるよう異なった彩色とすること。
- （2）混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示すること。
- （3）加圧送水装置を設置した場所には、図2の表示を設けること。
- （4）泡消火設備の消火薬剤貯蔵槽を設置した場所には、図3の表示を設けること。
- （5）泡消火栓には、図4の表示を設けること。
- （6）手動起動装置、送水口の直近には、図5の表示を設けること。

消火設備の概要	
1	設置場所
2	防護面積
3	ヘッドの種別及び数量
4	放出方式
5	消火薬剤の種別、混入率及び数量
6	加圧送水装置の性能
7	非常電源の種別
8	設置年月
9	施工者名

【図2】

消火薬剤	
1	種別
2	混入率
3	薬剤量
4	設置年月

【図 3】

使用 方 法	
1	ホースを延ばす。
2	火災場所を確め1の弁を開く。
3	起動ボタンを押す。
4	その他必要事項

【図 4】

手動起動装置 (泡 消 火)	大きさ	10cm×30cm以上
	文 字	3 cm平方以上
送 水 口 (泡消火)	色 生地：	赤色
	文字：	白色

【図 5】

(7) (3) から (6) までの表示のうち、特記のないものについては、次によること。

ア 色は、生地を白色、文字を黒色とすること。

イ 文字の大きさは、2 c m²以上とすること。

(8) 表示は、3 m以上離れた位置から確認できる場所に設ける。

(9) 流水検知装置の直近には、「スプリンクラー」14(1) に準じて表示を設けること。この場合、「スプリンクラー」を「泡消火」に読み替えること。